令和５年１月 10 日

東海興業株式会社行動計画（第４回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間

令和５年３月１日～令和 10 年２月 29 日までの５年間

２．内容

【妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備】

目標１：男性の子育て目的の休暇（妻が出産したときの慶弔休暇（特別有給休暇）、育児休業、子の看護休暇等）取得を促進する。

<対策>

・令和５年３月～　子どもが出生した男性社員、子育て中の男性社員に対し、利用できる制度を説明する。総務部や直属長が子育て目的の休暇取得の重要性を勉強会等でよく理解し、休暇中のサポート体制を構築することで子育て目的の休暇取得を促進する。

目標２：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

<対策>

・令和５年３月～　社内掲示や社内会議等で社員に対し情報提供や勉強の機会を設け、諸制度の周知を図る。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

目標３：年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。

<対策>

・令和５年３月～　総務部や直属長が一人ひとりに繰り返し声かけしていくことによって、また社内掲示等で会社として休暇取得を促すメッセージを社員に対し発信していくことで年次有給休暇取得を促進する。